

★保育園を利用するためには（保育の必要性の認定）

これまで、保育園を入園するためには入園の申請のみでしたが、子ども・子育て支援制度（平成 27 年施行）では、子どもの年齢、保育の必要性に応じた以下の 3 つの区分の「支給認定」を受ける必要があります。支給認定の申請（施設型給付費・地域型給付費等支給申請書）に基づき、30 日以内に八丈町から支給認定証が交付されます。

①1 号認定…教育標準時間認定（※）

お子さんが満 3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

②2 号認定…満 3 歳以上・保育認定

お子さんが満 3 歳以上で、「保育を必要とする事由」（P4 参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合

③3 号認定…満 3 歳未満・保育認定

お子さんが満 3 歳未満で、「保育を必要とする事由」（P4 参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合

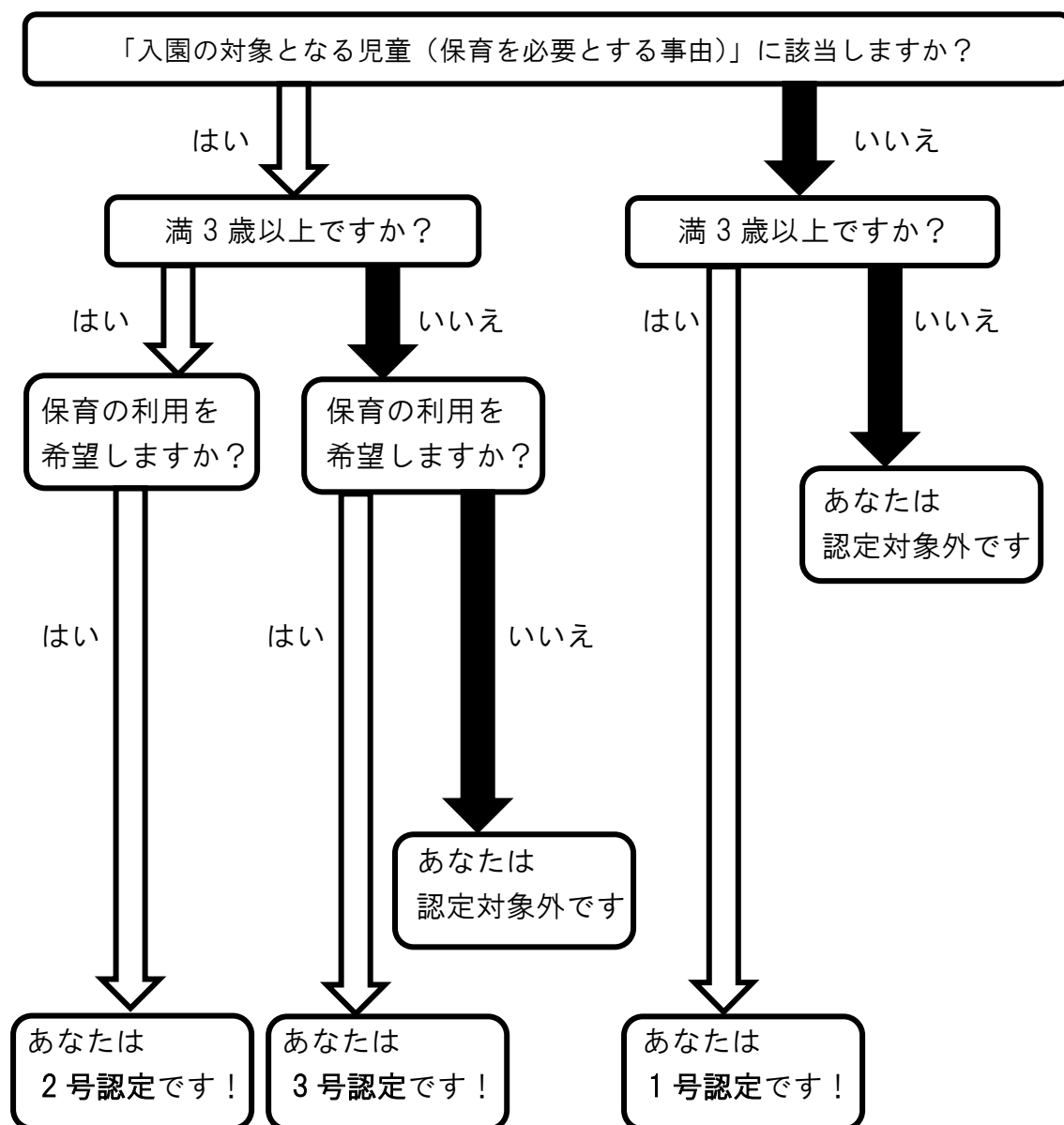
認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）	※認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園

※八丈町において、平成 27 年 4 月時点で 1 号認定に該当する認定こども園および幼稚園はありませんので、認可保育所において特別利用保育（8 時間保育）を実施します。

★保育の必要性の認定の有効期間

保育の必要性の事由にもよりますが、2 号認定については小学校就学前まで、3 号認定については満 3 歳の誕生日までが基本となります。

★認定のフローチャート



★入園の対象となる児童（保育を必要とする事由）

保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

(1) 月 48 時間以上の就労

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など基本的に全ての就労

(2) 妊娠中または出産後間がないこと

※詳しくはP13「15 保護者の出産による入園について」をご確認ください。

(3) 保護者の疾病または障害

(4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護

(5) 災害復旧に当たっている

(6) 求職活動を継続的に行っている

※入園後、1 ヶ月以内に就労することが必要

(7) 学校等に在学しているまたは職業訓練を受けている

(8) 虐待や DV のおそれがあると認められる

(9) その他、上記に類する状態にあると認められる場合

◎育児休業中の申請◎

①育児休業中は、ご家庭で保育ができるため、原則利用申請できません。

②育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する月の 1 日以降です。

（例えば、4 月 1 日利用開始の方は、4 月 1 日～4 月 30 日の間に育児休業を終了し、5 月 1 日までに復職していないと利用できなくなります。復職後、2 週間以内に「復職証明書」をご提出いただきます。）

※同居の親族の方が児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

★保育を受けられる時間（保育の必要量）

2号認定、3号認定を受けた場合には、就労の時間などによって、保育を受けられる時間（保育の必要量）が変わります。

その種類は、「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に分かれていて、「保育標準時間」利用は、**最大 11 時間**の保育利用、「保育短時間」利用は、**最大 8 時間**の保育利用をすることができます。

「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用の対象者

	事由	「保育標準時間」利用 ※最大11時間の保育利用が可能	「保育短時間」利用 ※最大8時間の保育利用が可能
1	就労	月120時間以上の労働	月48時間以上120時間未満の労働
2	産前産後	★出産予定月とその前後の月	★以外の月
3	疾病・障害	診断書や手帳の内容により	診断書や手帳の内容により
4	介護・看護	月120時間以上の介護等	月120時間未満の介護等
5	災害復旧	全て	—
6	求職中	—	全て
7	就業・職業訓練	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等
8	虐待・DV	全て	—